定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番二一号ボーラ渋谷ビル

ニスコム株式会社

代表取締役　尾上卓太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十七日

東京都江東区清澄一丁目八番一六号

第一港運株式会社

代表取締役　岡田　幸重

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十七日

東京都江東区高橋一四番三号

イー・エス・アイ・ジャパン株式会社

代表取締役　ポール・オールダム

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十七日

東京都八王子市別所一―四二―一―一―七〇七

相続財産管理人　齊藤　暁

限定承認公告

本籍静岡県駿東郡長泉町南一色七九番地一〇、最後の住所静岡県駿東郡長泉町南一色七九番地の一〇　被相続人　亡　関野　朗

右被相続人は平成二十七年一月四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月四日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

静岡県駿東郡長泉町南一色七九番地の一〇

限定承認者　関野　禎一

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市平岡町一色西二丁目一四七番地七、最後の住所千葉県千葉市花見川区千種町九〇番地四　被相続人　亡　三浦　誠一

右被相続人は平成二十六年十一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

広島県広島市安佐北区狩留家町一二七八番地一

限定承認者　三浦　修一

限定承認公告

本籍山口県山口市鋳銭司五七九四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北乗　吉道

右被相続人は平成二十六年十二月三十一日死亡し、その相続人は二十七年三月五日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

山口県山口市鋳銭司五七九四

限定承認者　北乗　吉晴

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市高宮町二二三四番地、最後の住所兵庫県尼崎市立花町四丁目一四番二六号

被相続人　亡　中村　覺

右被相続人は平成二十六年八月四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

山口県秋穂西二一二七番地一

相続財産管理人　福田　綾子

（原稿誤り）

平成二十七年一月十六日（号外第九号）公布厚生労働省令第四号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令）

正誤

ページ	段	行	誤	正
二八	上	終りから八	第十七条の十二	第十七条の十
三一	下	一八	第十七条の十	
三九	〃	九	基準」	基準第四十七条第一項」第四十七条第一項」
二九	上	一〇	基準」	
〃	〃	一二	という。）」	
三〇	下	一六	イ」を「同条第四項」に	イに」を「同条第四項」に
三一	上	一五	第六十四条第一項ただし書中	第六十三条第十項ただし書中「第六項各号」を「第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合の項の中欄」に、
三二	下	終りから一八	「複合型	「指定複合型
〃	上	一五	「主治の医師」を「主治の医師等」	「主治の医師を「主治の医師等の」

（原稿誤り）

三八	下	三	介護従業者」	介護従業者」に改め、同条第十項ただし書中「第六項各号」を「第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等の項の中欄」に、
〃	〃	四	ただし書中	ただし書中「前条第六項各号」を「前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等の項の中欄」に、
三九	上	三	第十五号ロ中	第十五号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号ロ中
四〇	下	終りから二	介護又は指定	介護及び指定
二二	〃	二	事業所	指定介護予防訪問介護事業所
〃	〃	四	当該介護	当該指定介護
〃	〃	八	第九十九条中第四項	第九十九条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項
〃	〃	一五	介護の事業者	介護事業者
〃	〃	終りから七	第百七条中	第百六条第二項第五号中「次条」を「第三十五条」に改める。第百七条において準用する第三十四条の二
〃	〃	六	第三十四条	第三十四条の二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十七日付第五六号六四ページ●同日付政府調達第五〇号二四ページ●同日付

（第一八八回）衆会索引四

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）